

令和5年度 社会福祉法人指導監査実施結果の概要

1. 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期

令和5年9月から令和5年12月まで実施した。

(2) 一般指導監査

実地監査

区分	所管法人数	実地監査	文書指摘法人数	文書指摘率	文書指摘件数
一般法人	6	3	3	100.0%	11
保育所のみ法人	3	1	1	100.0%	2
社会福祉協議会	1	0	-	-	-
合計	10	4	4	-	13

(3) 特別監査

0件

(4) 指導監査の実施体制

安来市健康福祉部介護保険課介護総務係職員及び事業所管関係課職員が実施

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

次の事項に特に留意して実施する計画であった。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ② 法人本部経費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

① 一般監査

- ・ 法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は認められなかった。
- ・ 各法人の改善を要する事項については、1ヵ月の期限を付して改善状況の報告を求め、必要に応じて挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・ また、期限までに改善できない事項については、事後指導により改善の徹底を図った。

② 特別監査

- ・ 該当する法人は無かった。

(7) 令和5年度の主な指摘事項

○ 組織運営関係

- ・ 業務執行理事の権限について、規程の整備がなされていなかった。
- ・ 評議員の選任にあたり、特殊関係にあるかどうか確認せずに選任されていた。
- ・ 新たな理事を評議員会で選任するまでに、当該理事候補を含めて理事会を開催し、理事報酬も支払っていた。
- ・ 評議員会の議事録で議事録署名人の署名又は記名押印及び日付の入っていないものがあった。
- ・ 理事長、業務執行理事が、業務の執行状況について理事会で報告されていることが確認できなかった。

○ 会計経理関係

- ・ 会計基準の改正で注記事項に追加項目があったが、対応した経理規程の改正がされていなかった。
- ・ 作成すべき附属明細書が作成されていなかった。
- ・ 附属明細書（引当金明細）について計算書類の金額と一致していない。
- ・ 契約の際、経理規程及びその細則に定めるところにより事務処理が行われていなかった。
- ・ 役員等退職慰労金を引き当てていたが、経理規程に規定されていなかった。

○ その他